

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ 1 頁 32 行目以下において、弁護側のとる説に従うと、医学的知見を要する医療過誤事件において、医師の医療ミス行為につき、業務上過失致死罪(もしくは業務上過失致傷罪)が成立することはあるか。また、あるとしたら、それはどのような場合か。
2. 弁護レジュメ 2 頁 11 行目において、「単なる危惧感や不安感には、このような契機は見出せない」とあるが、その根拠は何か。
- 10 3. 弁護レジュメ 3 頁 2 行目において、「一般人を結果回避へと動機づける程度の予見性」とは何か。
4. 予見可能性は同業者である他の建築業者がどのように判断するかを基準にするべきであり、弁護側レジュメ 3 頁 18 行目以下にあるように、天気予報だけを基準に予見可能性を否定するのは妥当ではないのではないか。
- 15 5. 仮に、同型のエレベーターで原因不明の事故や故障が多発している状況で死亡事故が起きた場合、具体的予見可能性説ではエレベーター会社の結果回避義務へと動機づける予見可能性は認められるのか。